

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公開番号】特開2020-68315(P2020-68315A)

【公開日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-017

【出願番号】特願2018-200775(P2018-200775)

【国際特許分類】

H 01 F 37/00 (2006.01)

H 01 F 27/24 (2006.01)

【F I】

H 01 F 37/00 A

H 01 F 37/00 M

H 01 F 27/24 K

H 01 F 27/24 J

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記第一内側コア部及び前記第二内側コア部の比透磁率は、5以上50以下で、

前記第一外側コア部及び前記第二外側コア部の比透磁率は、前記第一内側コア部及び前記第二内側コア部の比透磁率よりも高い請求項1から請求項6のいずれか1項に記載のリ
アクトル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

外方突出部を備えるリクトルは、外方突出部の端面を基準にして設置対象に設置することで、外部機器と接続し易くなる。外方突出部の端面は外側樹脂部から露出しているので、外方突出部の端面から巻線端部までの距離が精度良く決まる。外側樹脂部の成形時の厚みのバラツキが、上記距離の精度を低下させることが無いからである。そのため、外方突出部の端面を基準にしてリクトルを設置対象の所定位置に設置すれば、設置対象における所望の位置にリクトルの巻線端部を精度良く配置できる。その結果、設置対象に設けられた外部機器と、リクトルの巻線端部とを接続し易くなる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

<7>実施形態に係るリクトルの一形態として、

前記第一内側コア部及び前記第二内側コア部の比透磁率は、5以上50以下で、

前記第一外側コア部及び前記第二外側コア部の比透磁率は、前記第一内側コア部及び前記第二内側コア部の比透磁率よりも高い形態を挙げることができる。